

2013年3月27日

株式会社マルエツ

登録販売者試験に伴い発行した実務経験証明書の自主調査について

弊社では、厚生労働省から各都道府県に対して、各都道府県が管轄する関係事業者への自主調査指導と報告要請に基づき、各都県から弊社の状況に関する報告要請があったことを踏まえ、過去の実務経験の自主調査を実施してまいりました。その結果、弊社にて登録販売者資格を取得した者のうち、現時点で、埼玉県3名、東京都1名の計4名が、受験資格取得に必要となる医薬品販売業務における実務時間条件を満たしていないことが判明いたしました。

埼玉県3名については、同試験の受験願書の取り下げを願い出ておりましたが、本日、当局より受験の無効及び合格の取り消し等を行うことに際し、厳重注意を受けました。また東京都1名についても、同試験の受験願書の取り下げを願い出て、受験の無効及び合格の取り消しに至っております。尚、この4名については、資格取得以降、医薬品販売業務に従事したことではありません。

弊社では、引き続き監督当局の指導に基づき、自主調査を継続し、監督当局に進捗報告を行ってまいります。

今回の事案に至った原因につきましては、実務経験証明書の発行において、本社が行った店舗からの申請受付、事実関係の確認、審査及び承認の流れの中で、発生し得る誤りを防止する適正な審査体制が整備されていなかったことあります。

ご利用いただくお客様をはじめ関係各位には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では、今回の事案を厳粛に受け止め、今後、実務経験証明書の発行に際しましては、平成24年4月1日施行の「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行についての一部改正について」に則り、また、実務経験証明書の発行要件を確かに満たしているかを精査・確認するために、一連の管理・審査体制の一層の強化をはかつてまいります。

以上